

OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎



2020年8月28日(金)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博

これらのOSSのライセンスは？ GPL

- Android(アンドロイド)などのOS : Linux(リナックス)
- Linux上のコンパイラ : GCC(ジーシーシー)
- ファイル/プリンタサーバ : Samba(サンバ)
- RDBMS(データベース) : MySQL(マイエスキューエル)
- ブログ/CMS(コンテンツ管理システム) : WordPress(ワードプレス)

⇒GNU General Public License(ジーヌジェネラルパブリックライセンス)

作ったのは？

GNUプロジェクトを始めた Richard M. Stallman氏(リチャード・ストールマン氏)

Stallman氏の「ライセンス」の認識

<https://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、**著作権法**と、**正当な理由**によりに基づいている

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に均質である。

契約法を使わないもう一つの理由は、同意/サインを求めらるなんて、うんざりする。

※GNUで「オープンソース」と呼ばず、「自由ソフトウェア」と呼ぶ理由(概略)：

- 「自由ソフトウェア」と「オープンソース」の用語はほぼ同じ範囲のプログラムを指します。
- 自由ソフトウェアの活動では、プログラムが自由であることを重視
- オープンソースの活動では、利用価値・マーケティングを重視

https://www.gnu.org/philosophy/open-source-misses-the-point_ja.html

著作権って、なんぞや？

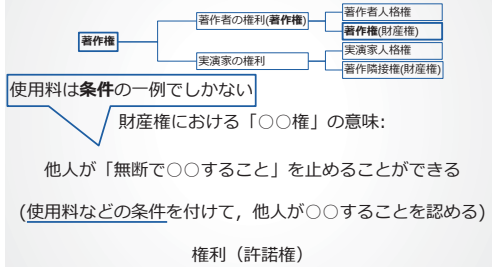
小説や音楽と同様に書いたら**売ることができる権利**？

そんな規定は、どこにも無い！

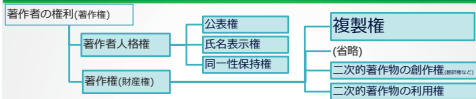
文化庁が無料で提供する 著作権に関する教材、資料等
<<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>>



『著作権テキスト』でも、『著作権』という用語が広狭さまざまの意味に用いられているため、**注意**！と



著作権の代表的な支分権が複製権



複製(Copy) 権(right) だから、Copyright

15世紀中頃の印刷術の発明に始まる

1886年「ベルヌ条約」創設

日本：明治32(1899)年 旧著作権法を制定し締結

アメリカ：平成元(1989)年施行(前年に締結)

(複製権) 第二十一条

著作者は、その著作物を複製する権利を**専有**する。

著作者：著作物を**創作する者**をいう。

著作物：思想又は感情を**創作的に表現したもの**

であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

所有できないのに、なぜ、電子書籍はそれほど安くないのか

「紙の書籍を所有できないのに」と思ったことはないだろうか？

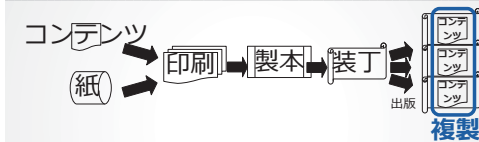
本代って、紙代？印刷代？製本代？装丁代？

同じことを安く実現することは悪なのだろうか？

「海賊版」と呼ばれます。

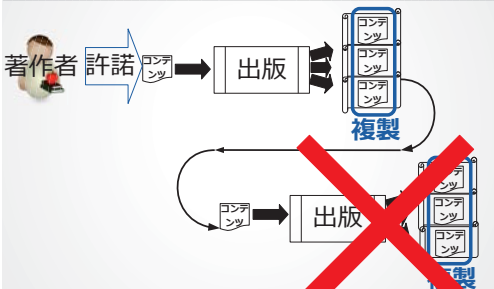
海賊版って、
何が**非合法**なのか？

出版は、コンテンツ(著作物)の複製

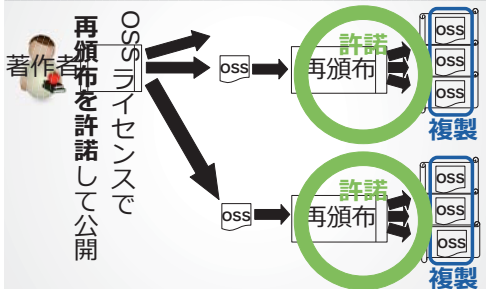


その複製権を専有しているのが、**著作者**だから、著作者が許諾した者しか複製(出版)できない。
著作者に**無断で複製権を行使することが非合法**

著作者の許諾があればよいが、
無ければ**著作権法違反**



OSSの著作者の許諾がGPL等のOSSライセンス



OSSライセンスは、著作者が受領者に

著作権行使を許諾している

ことをお話ししました。ここまでで

何かご質問はありますか？

書籍のコンテンツ同様に「プログラムの著作物」もあるが、「著作物」とは？

著作権法 第二条

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

著作権で保護される著作物は、**創作的に表現したもの**の逆に言えば、

創作性の無いプログラムは、著作物では無い保護されない

創作性(著作物性)

パテント2007 Vol. 60 No. 6 特集『平成18年度著作権委員会』井上 正『プログラムの著作物性』より

「作成者によって**個性的な相違**が生じるものであること」
著作物に該当しない(創作性がない)、つまり、**プログラムであっても保護されない例**として

- ・ 誰が創作しても同じものとなるプログラム
- ・ 簡単な内容をごく短い表記法によって記述したもの
- ・ ごくありふれたもの

一行でも流用したらGPLにしなければならない？

そう言う人をたまに見かけるが、一行で「**個性的な相違**」を表すのは至難の業

GPLだからと言って**流用即GPL**になるわけじゃない

特許のような、進歩性・独創性は**いら**ない

Aさんが書いたプログラムに関して、Bさんが書けば別のプログラムになるのならば、Aさんのプログラムには**創作性**があると言える。
たまたま同じように見えても、誰が書いても同じで無ければ、**創作性**があると言える。

「表現したもの」が保護される

プログラムなら、言語Cやjavaなどで書かれたものが保護される
⇒プログラムのアイデアを他人に話して書かれたら他人の著作物になる。アイデアは保護しない。

著作権はプログラムの表現しか保護しない

表現(書かれた記述) → 著作権で保護可能
アイデア(機能,アルゴリズム) → 特許権で保護可能
商品名 → 商標権で保護可能

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 17

長年の研究成果の「著作者」は誰か？

1.A氏にとって、学生時代からの研究テーマの機能
2.その研究成果から開発できたプログラム
3.プログラムはB社に入社後、仕事として作成

B社の法人著作物 A氏が敗訴

第十五条 … 2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 19

A社がB社に発注した場合、「著作者」は誰か？

1.A社が外販を前提に、B社にプログラム開発を委託
2.B社はソースコードごとプログラムをA社に納品
3.A社が商品として販売

これも、B社の法人著作物。A社は無断で次版を出せない

対策として、
A社は発注時の契約で、B社からプログラムと共に著作権を譲渡してもらおうか著作権行使の許諾を得る必要がある。また、B社の著作者人格権の行使をしないことを契約したりする。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 20

動かないOSSを動かしたら著作権はできるか？

人によって、バグの修正箇所・修正内容に「個人的な相違」が生まれるだろうか？

著作権が生まれるのは稀

多くのコントリビュータはリスペクトされるが著作者とは言いがたい

2015年、VMware ESXiにLinuxが使われていると提訴したHellwig氏も棄却されている

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 21

著作権を誰が持っているか

著作者は誰かが大事なことをお話ししました。ここまですり何かご質問はありますか？

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 22

著作者が著作権を持っているため、GPLに限らず、BSDのライセンスも商用に変更はできない

BSDライセンスのプログラムを使った製品はBSDライセンスの条件を満たした上なら、商用ライセンスを被せてもよい。

この関係はGPLでも同じ

GPLのLinuxを使った商用LinuxディストロもGPLの条件を満たした上だから、販売されていてもGPL違反ではなかった。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 23

OSSを使ったプログラムの著作者はその開発者？

プログラムの著作者はその開発者 ⇒正しい

OSS：原著物
プログラム：二次的著作物
その開発者：二次著作者

では、その開発者が自由にライセンスを設定できるかという、自由にはできない。

なぜか？

「自由にできるけど、ライセンスを遵守しなければならない」という言い方はおかしい。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 24

(翻訳権、翻案権等) 第二十七条

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

著作権であるOSS開発者の許諾無しにOSSを含むプログラムは公には作れない。
※著作権の制限内の私的には作れるけど

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 25

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) 第二十八条

二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

私的に作った二次的著作物も利用する場合、原著作者の著作者の許諾(OSSライセンス)が必要。
利用する開発者がOSSのライセンスを変えられない。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 26

変更・再頒布の許諾条件

OSS開発者=原著作者
2項BSDライセンスが原著作者の許諾条件
著作権表示
・条項本文
・免責条項が現れること

OSS開発者=二次著作者
GPLが二次著作者の許諾条件

GNUソフトに含まれるBSDのライセンスを気にすることはほとんどないですね？

GPLがBSDライセンスの条件を包含するからBSD部分の再頒布条件を満たすことになるから

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 27

二次的著作者が自由にライセンスを設定できるわけではない

原著作者の許諾が必要=原ライセンス

であることをお話ししました。ここまですり何かご質問はありますか？

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 28

著作権法の目的

第一条 この法律は、著作者の権利保護を目的とする？
著作物並びに・・・隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 29

半田正夫著(2001) 「インターネット時代の著作権」丸善、P52

著作者は著作物の作成にあたって必ずなんらかの形で先人の文化遺産を摂取し、これをベースにしているはずである。とするならば、新たに作成された著作物も一定の間は創作した人へのご褒美として権利を与え、その独占的利用を認める必要があるが、その時期以降はすべての人に開放して、後世の人々が先人の文化遺産のひとつとして自由に利用できるようなしなければならない。

(中略)また、著作物はそれを作成した著作者個人のモノであることには間違いないが、見方を変えると、それは国民全体の共同財産としての一面をもっているといえる。

「著作者の権利を守る法律」したがって、たとえ保護期間内であっても、とは、単純に言いがたい一定の範囲内での自由利用を国民に認めることはその国の文化の発展にぜひとも必要なことといわなければならない。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 30

ところで、OSSにおけるOSSライセンスの位置づけですが先人の文化遺産を摂取し保護期間であっても自由に利用できるようなする

OSSをWebで公開 → OSS → アップロード → プロジェクト → OSS → 共有フォルダ(Samba) → 無断で使用可能

「使用許諾契約書などの制約なく、パブリックが公開されたら自由に実行でき、ソースが公開された(OSS)なら自由に改変もできる。」

OSSライセンスは関係ない

「OSSライセンスの条件を満たせば自由に再頒布できる。つまり、複製権の行使が許諾される。」

「許諾を得て利用可能」

他人の複製権の行使 無断なら他人の著作権侵害

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 31

また、著作権法と特許法の目的の比較

第一条 この法律は、著作物並びに・・・隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 32

公正な利用 ※ 米のフェアユース(?)

「フェアユース」というワイルドカードではなく、日本国著作権法では個別列挙の特許にはない20条にも及ぶ「自由に使える場合」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html

第五款 **著作権の制限** (第三十条 - 第五十条)

例えば

- 私的使用のための複製 (第30条)
- 図書館等における複製 (第31条)
- 引用 (第32条)
- 教科用図書等への掲載 (第33条)
- 営利を目的としない上演等 (第38条)
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第47条の三)
- 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等 (第47条の四)
- 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等 (第47条の五)

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門』 姉崎啓博 33

大々的に「著作権の制限」がある理由

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html

いかなる場合であっても、

著作物等を利用しようとするたびに、

著作権者等の許諾を受けなければならないとすると、

文化的所産である著作物等の

公正で円滑な利用が妨げられ、

かえって文化の発展に寄与することを目的とする

著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないため

⇒だから、限られた範囲で複製・改変が許されている

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門』 姉崎啓博 34

ということで、OSSの自由はライセンスだけではなく

1. 著作権の対象外「使用」：実行
2. 著作権の制限内：私的な複製・改変
3. 著作権をライセンスで許諾：再頒布(複製・改変)
4. 著作者が暗黙に許諾：企業G内での複製・改変

「OSSライセンスにより自由が保証されている」などと大雑把に捉えていると他人の著作権を侵してしまう

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門』 姉崎啓博 35

ほとんどのOSSライセンス条件が著作権制度の趣旨に合致していることが確認できたわけですが、ここまでで何かご質問はありますか？

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門』 姉崎啓博 36

<http://www.osslicense.jp/>

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎啓博 37

OSSライセンス姉崎相談所

<http://www.osslicense.jp/>